

令和 4 年

第 1 1 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 4 年 1 1 月 1 8 日（金） 午前 1 0 時

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和4年第11回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

- 第24号議案 令和5年度赤穂市公立学校教職員異動方針について
- 第25号議案 令和4年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について
- その他
- （1）問題行動、いじめ・不登校の状況について
 - （2）冬季休業中における生徒指導について
 - （3）赤穂市新学校給食センター整備事業について

第24号議案

令和5年度赤穂市公立学校教職員異動方針について

令和5年度赤穂市公立学校教職員異動方針について、別紙のとおり決定したい。

令和4年11月18日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

赤穂市公立学校教職員異動方針

赤穂市教育委員会

1 基本方針

兵庫県教育委員会公立学校教職員人事異動方針に基づき、「適材適所の配置」、「人材育成及び計画的な交流の推進」を基本として人事配置を行い、児童生徒が安心して学べる魅力と活力ある学校づくりや教職員が働きがいのある職場づくりを進め、赤穂市公立学校における教育の一層の発展を期する。

(1) 異動の時期

定期人事異動は、4月1日に実施する。

(2) 適材適所の配置

職員の能力を最大限発揮できるよう、適材を適所に配置するとともに、職員構成の適正化を図る。特に、安定した学校運営の継続と活性化を図るため若手管理職と女性管理職の登用や再任用の活用、同一校における長期勤務者異動等を積極的に進める。

(3) 人材育成及び計画的な交流の推進

各学校における取組を中・長期的に継続するため、職員がキャリアステージに応じて資質向上できるよう、次代の人材育成の観点から、計画的な交流を積極的に進める。

(4) 魅力と活力ある学校づくりの推進

赤穂市がこれまで進めてきた「夢と志を育む教育」をめざして、家庭・地域と連携した「赤穂市コミュニティ・スクール」を推進し、子供たちが安心して学べる魅力と活力ある学校づくりに資する人事配置に努める。

(5) 信頼される学校づくりの推進

教職員が使命感と高い倫理観をもって職務に専念し、ハラスメントのない、働きがいのある風通しのよい職場づくりを進め、子供たちや保護者から信頼される学校づくりに向けた人材の配置に努める。

2 実施に当たっての留意事項

(1) 異動対象者は、原則として現任校3年以上在勤した者とする。

(2) 同一校における勤務年数が長期にわたる教職員については、最長9年を超えないことを原則とする。

(3) 職員構成の適正化を図るために、経験年数、教育実績、勤務状況等を考慮する。

(4) 校種間、市内地域間の交流については、学校規模や所有免許状の教科を考慮して、適正な配置換を行う。

(5) 異動に当たっては、学校の職員構成、本人の希望や健康上の理由、介護などその他の事情について、校長の意見を参考にする。

(6) 次に該当する者については、原則として異動を行わない。

・休職中 ・療養中 ・派遣中 ・産前産後休暇中 ・育児休業中

(7) 学校図書館法に基づき学級数が12学級以上の学校においては、司書教諭の資格を有する者を配置する。

(8) 主幹教諭の配置は、校種や学校規模に応じて全学校へ配置を進める。ただし、学校課題に応じた配置とするため、下記の配置数を上まわる場合もある。

<小学校> 18学級以下（2名以内）、19学級以上（3名以内）

<中学校> 15学級以下（2名以内）、16学級以上（3名以内）

第25号議案

令和4年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について

令和4年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について、その意見を求める。

令和4年11月18日提出

赤穂市教育長 尾上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

その他

- (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

- (2) 冬季休業中における生徒指導について

- (3) 赤穂市新学校給食センター整備事業について（別冊）

(公 印 省 略)
赤 教 学 第 号
令 和 4 年 1 2 月 日

学 校 園 長 様

赤 穂 市 教 育 長

令和4年度 冬季休業中における生徒指導について (通達)

未だ新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、社会全体が with コロナへと動こうとしています。赤穂市ではこれまで通り、感染防止への対策を欠くことなく、学校園運営を行っています。青少年を取り巻く環境も、家庭を中心としてコロナ禍の影響を大きく受け、その結果として心のケアを求める子どもたちも大勢います。現に、文部科学省から発表された令和3年度の不登校の児童生徒数が過去最高となりました。社会全体の閉塞感が、これまでとは別の形で虐待やいじめ、不登校やネットにまつわるトラブル及び犯罪などを底上げしており、こうした問題の解消に向けては、家庭や地域との連携が今後ますます重要性を帯びてくることが予測されます。

新たな年を迎えるこの節目の時期に、幼児児童生徒が自己を振り返り、生活の改善につながる目標や計画を設定することは、明るい未来への展望をもつ上でとても重要です。有意義な家庭生活を送るために、安全指導とトラブル防止のための指導が必要になります。

については、下記事項に留意し、学校園の実情や子供たちの発達段階に応じた予防的な指導を充実させ、その徹底を図るよう留意願います。

記

1 冬季休業中の生活に関する指導について

(1) 規律ある生活に向けた指導

幼児児童生徒が冬季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用するなど指導するとともに、幼児児童生徒の動向の把握に努める。

- 一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。
- 交通事故と不審者、インターネットを介した犯罪被害等の未然防止指導をするとともに、事件や事故等に遭遇したときの適切な対応について指導する。
- 新型コロナウイルスをはじめとした感染症予防のため、体調管理として食事や睡眠等について指導し、生活習慣として手洗い・うがいの励行を指導する。また、家庭内や外出先での検温、消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの保持等を積

極的に行うことを推奨する。

(2) 不登校や悩み・問題を抱える幼児児童生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、休業期間を利用して家庭訪問（電話連絡）を行う等、実態を踏まえ適切な指導・援助に努める。

○課題のある幼児児童生徒に対しては、定期的に家庭訪問（電話連絡）等を実施し、課題を共通理解するとともに、必要に応じて声をかけるなど学校とのつながりが深まるよう適切な指導を行う。

○家庭訪問（電話連絡）等により保護者との情報交換を図り、幼児児童生徒との心のふれあいを通して、安心して学校生活に復帰できるよう適切な対応を進める。

○家庭や幼児児童生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外感を味わわせることのないよう努める。

(3) 地域の活動への参加の奨励

学校園から家庭・地域への情報発信を通して適切な協力関係を構築する。また、親子の協働体験活動（大掃除、正月準備等）、異世代との交流活動、ボランティア活動等、様々な体験活動への参加については、状況をよく確認した上で参加の可否についての判断を下すこと。参加する際には、検温、消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンス等にも配慮した上での参加を心がけるよう奨励する。

○家族や地域社会とのふれあいをとおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」幼児児童生徒を育てる。

○学校園も、地域行事や健全育成関連活動等への参加については、状況をよく確認した上で参加についての判断を行うとともに、参加に際しては、検温、消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンス等にも配慮した上で、地域との連携を深める。

(4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、上記のコロナ対応を踏まえて体調に十分留意するとともに、運動種目の特性に配慮し、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

○部活動の実施については、体力や能力、特性の他、健康面、体調管理に十分に留意し、適切な休憩時間や休養日を設定し、効果的で無理のない練習を行う。

○部活動等において、貴重品、衣服等の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施錠等の励行に努める。

2 冬季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

(1) 命を大切にす指導の徹底

自分の命、他人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、幼児児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

○虐待や暴力等、幼児児童生徒の健全な成長を阻害する行為を確認、または疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行う。

(2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、幼児児童生徒の交友関係や冬季休業中の生活状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

○いじめの対応については、「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル（県教委 H29.8）」による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

○感染症への不安から、新型コロナウイルスに起因するいじめは重大な人権侵害であることを幼児児童生徒及び保護者や地域に啓発し、いじめ防止の取組を強化する。

(3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙、薬物乱用等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、幼児児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導に努める。

○全教職員が一致して幼児児童生徒一人一人の状況把握に努め、児童幼児生徒が抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を把握し、早期に対応する。

○量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校児童生徒や異校種児童生徒との交流がある場所の巡回を強化するとともに、利用についての指導の徹底を図る。

○大麻等の薬物や、いわゆる「危険ドラッグ」（合法ドラッグ、脱法ドラッグ等）の危険性と違法性について理解させ、使用及び所持しないよう指導する。

(4) ネット上のトラブルの未然防止

ネット利用が原因で、日常生活の様々な支障やトラブルが発生している現状を踏まえ、利用についてのマナーやルール、そして危険性について改めて指導する。また、SNS（LINE, Facebook, Twitter 等）や掲示板への誹謗・中傷の書き込みは「侮辱罪」として厳罰化されたことを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用についてわかりやすく指導する。

○情報活用と情報モラルやマナーについて、幼児児童生徒への指導を徹底する。

○SNSに他人の写真を本人の承諾なく掲載することや、悪口等の書き込みをしないよう指導を徹底する。

○ネット上の掲示板やSNS等にある「アルバイト募集」などの書き込みにだまされ、振り込め詐欺の「受け子」や「出し子」など、自覚なく犯罪に加担するなどの被害に遭わないよう指導する。

(5) 家庭への啓発

自分の子供がどこで何をしているか常に注意深く観察するとともに、夜間の外出やパソコン、携帯電話、SNS等の使用について管理するよう啓発する。未だコロナ禍が完全には終息していない状況下において、子供の様子には特に注意するよう家庭での関わりを促す。

○外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、夜間（午後11時～午前5時）に不要な外出をさせない。

○ネットを介した重大トラブルが多発する昨今、幼児児童生徒の携帯電話使用状況について定期的に確認する。保護者の責任としてフィルタリング設定をするよう強く指導する。

○ネット依存に陥らないために、家庭において、スマートフォンやタブレット等の使用時間についてルールづくりや、いわゆるオフライン（ネットを利用しない）の時

間や日を設けるなど、対応策について話し合う機会をもつよう指導、啓発を図る。
○家庭における幼児児童生徒に関する悩みを抱え込むことがないよう、ひょうごっ子
悩み相談センター等への連絡先の周知を図るなど教育相談啓発の充実を図る。

(6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、こども家庭センター、
警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

- 虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て支援課、警察、青少年育成センター
へ速やかに通報する。
- 学校の状況を適宜、地域に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深め
ていくことで、信頼関係の強化に努める。

(7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備すると
ともに、幼児児童生徒が様々な危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう
指導する。

- 犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動による
トラブルや喧嘩が起きないように指導する。
- 被害に遭いそうになったら、逃げることや、大声で助けを呼ぶことなど、具体的な
方法を指導するとともに、幼児児童生徒が犯罪被害に遭わないよう危険回避能力を
高める指導をする。
- 不審者を見かけたり不審な電話や訪問を受けたりしたときは、一切を拒否し、すぐ
に警察や学校園に連絡するよう指導する。

(8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安全
に同乗しないことを指導する。

- 交通ルール遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。
- 自転車に乗るときは、自転車安全利用五則を遵守するとともに「自転車運転者講習
制度」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を図る。

【自転車安全利用五則】

- ・ 自転車は車道が原則、歩道は例外
(13歳未満または70歳以上、身体の不自由な人のみ通行可)
- ・ 自転車は車道左側を通行
- ・ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道よりを徐行
- ・ 安全ルールを守る (夜間はライト点灯、二人乗り・並進の禁止、信号遵守)
- ・ (子どもは) ヘルメットを着用 (中学生は) ヘルメット着用努力義務
※自転車保険等に加入の義務化 など
- 傘差し運転や安全な運転が阻害されるような携帯電話やイヤホンの使用は、法律
(兵庫県道路交通法施行細則第9条1項(10)～(12)) で禁止されていることについ
て指導を徹底する。
- 通学路やその周辺地域の様子や危険箇所について点検し、必要に応じ関係機関へ連
絡するとともに、幼児児童生徒への指導を徹底する。

令和4年11月第11回定例教育委員会教育長活動報告

日	曜日	事 項
10/27	木	決算特別委員会 文化財保護審議会
28	金	赤穂城跡整備委員会
29	土	
30	日	
31	月	
11/1	火	
2	水	教職員表彰式
3	木	文化賞・スポーツ賞表彰式 赤穂市民文化祭表彰式
4	金	部長会議 部内会議
5	土	忠臣蔵旗少年剣道大会歓迎会
6	日	忠臣蔵旗少年剣道大会 民謡と民俗の祭典
7	月	定例園・所長会
8	火	
9	水	定例校長会
10	木	
11	金	高齢者大学祭
12	土	
13	日	赤穂シティマラソン
14	月	部内会議 総務文教委員会協議会
15	火	
16	水	
17	木	管理職研修
18	金	第11回定例教育委員会 定例記者会見 大名行列保存会総会